改正後	改正前
（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法） **第十八条の二**　［略］ ２　法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。次条第二項第二号において同じ。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［３～７　略］ （法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法） **第十八条の三**　［略］ ２　法第二十七条の三十の九第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［３～６　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法） **第十八条の二**　［同上］ ２　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［３～７　同上］ （法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法） **第十八条の三**　［同上］ ２　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［３～６　同上］

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第八条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法） **第二十三条の二**　［略］ ２　法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］	（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法） **第二十三条の二**　［同上］ ２　［同上］ 一　［同上］

改正後	改正前
二　電磁的記録媒体（法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。次条第二項第二号及び第二十四条第二項第二号において同じ。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［３～７　略］ （法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法） **第二十三条の三**　［略］ ２　法第二十七条の三十の九第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［３～６　略］ （親会社等状況報告書の送付に係る情報通信の技術を利用する方法） **第二十四条**　［略］ ２　法第二十七条の三十の十一第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［３～６　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［３～７　同上］ （法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法） **第二十三条の三**　［同上］ ２　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［３～６　同上］ （親会社等状況報告書の送付に係る情報通信の技術を利用する方法） **第二十四条**　［同上］ ２　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ［３～６　同上］